

ハピネス

～誰もが自分らしく生きられる社会をめざして～

「男女共同参画の視点から見る沼田の貧困 第2弾」と題して、今年度も市民のグループが調査や啓発活動を行いました。今号ではそのまとめを報告します。

沼田市男女共同参画セミナー
・実践講座 発表の様子 →



ひとり親家庭アンケート調査グループ

- ・アンケート回答者の割合は、母子世帯（87.3%）父子世帯（11.3%）その他（1.4%）
- ・世帯あたりの子どもの人数は1人～2人が9割

経済面

- ・回答者の約51%が正規社員として働いているのに
年収が250万円未満の人が約7割
貯蓄額が50万円未満の人が約6割
- ・離別母子世帯の内、
養育費を受け取っていないのは約7割

→理由:「相手が経済的に支払いが困難だから受け取りを諦めている」(21.7%)、「法的な手続きや話し合いは大変だから受け取りを諦めている」(20.3%) など

■参考 子育て総費用

(AIU 保険「現代子育て経済学 2005」より)

○基本的養育費 (出産育児費、22年間の食費・衣料費・医療費・おこづかい等)
1,640万円

+

○進路によってかかる教育費
例) 公立(幼稚園～大学) 1,345万円
私立(幼稚園～大学理系) 2,179万円以上
→ 総額は 2,985～3,819万円以上にも!

■参考 不履行対策の先進事例など

- (R1年10月21日朝日新聞より)
- ・兵庫県明石市
行政が不払者の財産差押、反則金の徴収、氏名の公表などを検討
 - ・ドイツ 行政が立替え、不払者に請求
 - ・米国、豪州
行政が不払者の給与から天引き

不安・心配事

- ・特に度合いの高いもの

「子どもの健康」

食事の栄養面や
心身の健全な成長

「子どもの将来と教育」

習い事や進学等の費用

「保護者自身の不安と悩み」

自身の健康や経済的な不安



調査の結果

沼田市には、ひとり親家庭に対する支援制度がたくさんある。

けれど

ひとり親には、自分にとって何が必要なのかわからない…
制度について調べる時間すらない…という現状

そこで



**ひとり親家庭の生活全般を理解し、サポートしてくれる
ケアマネジャーのような存在がいるといい！
きめ細やかなケアが必要！**

一緒に



<裏面に続く>

アンケート調査をしたことで、弱者の側に立つ必要性を教えてもらえた。隠れていたもの、潜在化していたものが明るみに出たと思う。ここからどう行動していくかが大きな課題。そうしなければ意味がない。



「相対的貧困」「就職氷河期世代」啓発グループ

ご覧になりたい方は
下記連絡先へ
市ホームページにも掲載中

「沼田に貧困なんて本当にあるの？」

相対的貧困について、前号の『ハピネス』（第11号 R1.11月号）でお伝えしました。

今号では、バブル経済崩壊後の1994年～2005年頃に就職活動をしていた、いわゆる「就職氷河期世代」の人たちの貧困問題について取り上げます。

? なぜ、就職氷河期世代が生まれたの？

- 第一次ベビーブームに生まれた親世代をもつ、「団塊ジュニア」と呼ばれる人口の多い世代。「ロスジェネ世代」とも呼ばれる。
- 1994年～1997年にかけての新卒採用の求人倍率が急激に悪化
→バブル崩壊後、企業は軒並み新卒採用を抑制したため
→職に就けなかった人や、不本意ながら非正規雇用就いた人が増加
- その後も企業は、採用抑制や早期退職によって正規雇用を抑制
→非正規から正規への雇用転換が困難 = ずっと非正規のまま



? なぜ、問題なの？

非正規雇用

企業にとっては…「雇用柔軟型」

労働者にとっては…低賃金で不安定な働き方



- 生活設計が立てにくい。
→未婚率は上昇傾向。結果、少子化にも影響
- 厚生年金が適用されにくく、国民年金のみに加入している場合が多い。
→年金額が少ない。貯蓄もなく高齢化すると、貧困状況に陥るケースに。

★就職氷河期世代の内 正規社員で働きたいのに 非正規雇用の方は

少なくとも50万人

長期無業者は40万人いるとも?!

そこで



政府は2020年度から3年間、非正規や長期無業者を対象に集中的支援を実施することとなりました。

ハローワーク沼田では、4月から相談窓口ができる予定だそうです。

しかし、当事者の声にどこまで寄り添えるのか、課題は山積みです。

社会の支援の輪が広がっている今こそ、自らの意欲、能力を引き出すキャリアアップのチャンス
今までの自分に自信をもって、一歩前に踏み出そう!



一人で悩まず相談してください 相談無料・秘密厳守

配偶者や恋人などからの暴力に悩んでいませんか？
一人で悩まないで相談してください。

群馬県女性相談センター

配偶者暴力相談
支援センター

電話番号

☎ 027-261-4466

受付時間

月～金曜日 9:00～20:00
土日・祝日 13:00～17:00 ※年末年始を除く
※弁護士による法律相談は予約制です。

(編集：ヤマ・たみこ・いくお・やま)

★ご意見・ご感想をお寄せください★
☆興味のある方、お問合せください☆

【編集】沼田市男女共同参画実践講座
【発行・連絡先】市役所 生活課 協働推進係
〒378-8501 沼田市下之町 888 テラス沼田 6階
TEL:0278-23-2111 内線 5300
FAX:0278-25-3028
E-mail: numatanchi@ia5.itkeeper.ne.jp